

学童クラブ保育料の改定について

1 改定にあたっての考え方

保育料等の学童クラブ利用世帯の費用負担については、現在の複雑な費用徴収体系を簡素化するとともに区が進める子育て支援の一環として低所得世帯をはじめ一般世帯についても一定の負担軽減策を実施する。

- (1) 新たな保育料は、現行の保育料及び延長保育料とおやつ代とを統合した保育料（以下、「統合保育料」という。）とする。
- (2) 統合保育料の減免対象には、被保護世帯及び住民税非課税世帯に現行のおやつ代に係る減免の取扱いと同様に就学援助世帯を加える。
- (3) 学童クラブ利用児が複数となる世帯へは、二人目以降の保育料減額を行う。（多子減額、統合保育料の1/2程度とする。）
- (4) 統合保育料の設定にあたっては、当面、一定の軽減措置を講ずることで現行の保育料とおやつ代との合計額（5,650円）程度に抑制する。

2 保育料を改定した場合の利用世帯への影響

平成30年度の在籍児童数を元に推計した年間の延べ在籍児総数は、17,200人

- (1) 現行保育料免除世帯 対象児童構成比7.6%（約1,300人）
現行どおり被保護世帯及び住民税非課税世帯の学童クラブ利用に係る費用負担は発生しない。
- (2) 新たな免除世帯 対象児童構成比8.0%（約1,380人）
就学援助世帯は、現在のおやつ代のみの免除から、保育料4,400円のほか延長保育利用世帯については延長保育料（250円から2,000円）の負担が免除となる。
- (3) 延長保育利用世帯 対象児童構成比28.1%（約4,830人、免除世帯を除く）
現在の延長保育利用状況は、午後定期及び午前・午後の定期併用3.3%、午後定期と午前一日単位併用3.3%、午後一日単位7.9%、その他の一日単位利用が12.5%となっている。
午後延長は、18時から19時の1時間。延長利用児童については保護者への直接引渡しを原則としていることから延長保育料を廃止したとしても、徒に利用が増加するものとは想定していないが、新入学児については入学後の一定期間について利用増が見込まれる。また、午前は土曜及び学校長期休業期間に8時から30分間の延長保育を実施しており若干の利用増が予想される。
- (4) 基本保育のみ利用世帯 対象児童構成比56.3%（約9,690人、免除世帯を除く）
直近の国庫補助基準額に基づく保育料計算では、5,500円となるがこれを当面25%

軽減することで統合保育料を現行の保育料とおやつ代との合計額（5,650 円）程度に抑制する。

- (5) 新たな減額世帯（多子世帯）対象児童構成比 2.7%（約 470 世帯、免除世帯を除く）
統合保育料の半額程度の減額とすることから、現状負担している保育料及びおやつ代の合計額のうち 2,800 円程度の負担軽減となる。

3 歳入への影響

平成 30(2018)年度の歳入予算額は、95,556 千円であり、統合保育料を 5,650 円とした場合の歳入予定額は、80,800 千円となる。このため、14,756 千円程度の歳入減が想定される。内訳は、減免世帯拡大及び多子減額が 7,292 千円、延長保育料廃止等が、7,464 千円である。

4 今後のスケジュール

平成 30 年（2018 年）	11 月	区民意見交換会開催
	12 月	第 4 回定例会で条例改正案提出
平成 31 年（2019 年）	4 月	新たな保育料適用